

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 竜ヶ森トンネル補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>金抜設計書 番号1 項目番号 12-(14)                      項目 内装工 タイル直張り                      使用するタイルは、「接着剤張り用タイル 裏足無し」でしょうか。使用するタイルの仕様・サイズと単価の出典、1m<sup>2</sup>当たりの使用枚数を御教示願います。</p>	<p>使用するタイルは、「接着剤張り用タイル 裏足無し」です。また、使用するタイルの仕様・サイズはトンネル施工管理要領8「内装工」の規定に記載する二丁掛け(227×60mm)で、1m<sup>2</sup>当たりの使用枚数は67枚となります。タイルの単価は、貴社で算出願います。</p>
2	<p>金抜設計書 番号1～7 項目番号 12-(14), 16-(8), 17-(28), 17-(29), 特-(1～9)                      項目 内装工 タイル直張り 他全26項目(特記仕様書P6 7-3)                      各項目労務単価について、週休二日の補正以外で、土木工事積算基準4-9〔参考例I〕のとおり、6:00～20:00の時間帯で、作業量は全体の1/2、単価は基本賃金×1.0、20:00～6:00の時間帯で、作業量は全体の1/2、単価は基本賃金×1.5の考え方でよろしいでしょうか、御教示願います。</p>	<p>作業量については、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。また、労務単価の補正は、土木工事積算基準に記載のとおりとなります。</p>
3	<p>金抜設計書 番号4,7 項目番号 17-(28, 29)                      項目 ひび割れ注入工 A1, 断面修復工 B1                      移動足場工(高所作業車)の機種は、「トラック架装リフト(ブーム型)揚程8m～12m未満」、もしくは「トラック架装リフト(デッキ旋回・ブーム型)揚程8m～10m未満」でしょうか、それぞれ御教示願います。</p>	<p>車両の選定は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>
4	<p>金抜設計書 番号4,7 項目番号 17-(28, 29)                      項目 ひび割れ注入工 A1, 断面修復工 B1                      移動足場工(高所作業車)の歩掛をそれぞれ御教示願います。</p>	<p>施工歩掛は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>
5	<p>金抜設計書 番号6 項目番号 17-(29)                      項目 断面修復工 A1                      足場無し 鉄筋ケレン・防錆処理有での吹付工法の施工歩掛を御教示願います。</p>	<p>施工歩掛は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>
6	<p>金抜設計書 番号6,7 項目番号 17-(29)                      項目 断面修復工 A1, B1                      断面修復材のロス率を含んだ1L当たりの使用量と単価(出典)をそれぞれ御教示願います。</p>	<p>断面修復材の使用量や単価は、貴社の施工計画に基づき必要な使用量、単価を計上して下さい。</p>

7	<p>金抜設計書 番号8 項目番号 19-(1)  項目 交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0  日当り断面交通量を御教示願います。</p>	<p>当該区間の日当り断面交通量については、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査を参照ください。</p>
8	<p>金抜設計書 番号8, 9, 10 項目番号 19-(1)  項目 交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×3, 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×4  規制機材設置撤去の計上人員は、土木工事積算基準25-3 表5-2 に記載の人員から、規制材保守人員2名と交代要員1名、合計3名を控除した人数と考えてよろしいでしょうか、御教示願います。</p>	<p>規制機材設置撤去の計上人員は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>
9	<p>金抜設計書 番号8, 9, 10 項目番号 19-(1)  項目 交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0, 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×3, 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×4  各項目のうち規制機材設置撤去に従事する者の労務単価について、週休二日の補正以外で、土木工事積算基準4-9 [参考例Ⅰ] のとおり、6:00~20:00の時間帯で、作業量は全体の1/2、単価は基本賃金×1.0、20:00~6:00の時間帯で、作業量は全体の1/2、単価は基本賃金×1.5の考え方でよろしいでしょうか、御教示願います。</p>	<p>特記仕様書P22「22-7 交通規制工」に、規制初日の規制設置開始時間、規制最終日の規制撤去完了時間を記載しており、設置撤去の作業時間帯は昼間のみであるため、労務単価の夜間補正は不要です。</p>
10	<p>金抜設計書 番号8, 9, 10 項目番号 19-(1)  項目 交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0, 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×3, 車線規制(昼夜連続)Ⅲ×1×0×4  各項目のうち規制材保守に従事する者の昼間の労務単価について、週休二日の補正以外で、土木工事積算基準4-9 [参考例Ⅱ] のとおり、6:00~18:00の時間帯で、単価は基本賃金と時間外手当3hの合計との考え方でよろしいでしょうか、御教示願います。</p>	<p>労務単価の補正は、土木工事積算基準(R4版)に記載のとおりとなります。</p>

11	<p>金抜設計書 番号9,10 項目番号 19-(1)  項目 交通規制工 車線規制 (昼夜連続) III×1  ×0×3, 車線規制 (昼夜連続) III×1×0×  4</p> <p>各項目のうち規制材保守に従事する者の夜間の  労務単価について、週休二日の補正以外で、土  木工事積算基準4-9 [参考例II] のとお  り、17:00~6:00の時間帯で、単価は基  本賃金と深夜作業手当4hと深夜時間外手当3  hと時間外手当1hの合計との考え方でよろし  いでしょうか、御教示願います。</p>	<p>労務単価の補正は、土木工事積算基準 (R4版)  に記載のとおりとなります。</p>
----	---	---